

知事意見への反映状況

知事意見		審議会	県
1 全般的事項	（１）環境保全目標の再設定 準備書に対する知事意見を受けて、環境保全目標を見直しているが、事業前の環境を考慮していない目標が一部あるため、再設定すること。	○	
	（２）環境影響の程度の定量的な評価 準備書に対する知事意見を受けて、評価を見直しているが、「影響が極めて小さい」等と定性的な表現が用いられているものが一部あるため、調査・予測の結果に基づいた定量的な評価とすること。	○	
2 個別事項 (1) 大気汚染	1) 最大着地濃度の予測方法に係る再評価 煙突高さの違いの影響比較に用いる排出ガス最大着地濃度の予測について、無風条件だけでなく、弱風条件の予測も加えたうえで影響の比較を行い、評価を見直すこと。	○	
	2) 排出ガスの予測・評価の科学的な説明 ダウンドラフト発生時の将来予測濃度や、煙突高さの違いによる最大着地濃度出現地点（方角）などについて、どのように排出ガスが拡散しているか不明なため、予測に用いたデータ等の根拠を示したうえで、図等を用いて説明すること。 特に、準備書に対する知事意見を受けて、ダウンドラフト発生時の塩化水素が目標環境濃度を達成できる高さから、最善な煙突高さを求めているため、この結果の妥当性がわかるような説明を行うこと。 なお、ダウンドラフトの発生要因とした建物（工場棟）の構造には不確実性があるため、構造決定後に予測時から建物高さが変わる場合は、煙突高さも見直すこと。		○
(2) 植物、動物、生態系、景観	1) 検討中の事項に係る中間報告 準備書の知事意見（以下の①～③について、評価書に具体的な計画等を示すこと）に対して、計画は検討中とのことであり、必要な環境影響評価が行われていない。 よって、内容が具体化した段階で、環境影響評価を行うこと。そのうえで、県民等からの意見を環境影響評価に反映できるように、中間報告書手続きの時期について県と協議すること。 ①創出環境の構造・維持管理計画 ②芝生広場の構造 ③施設の形状・色彩等 また、地域振興事業についても、地元と協議中であり、計画が具体化されていない。しかしながら、対象事業実施区域の決定経緯を踏まえると、地域振興事業との一体性が強いと考えられるため、その内容が具体化した段階で、速やかに県へ報告し、必要な対応について確認すること。	○	

(3) 植物、動物、生態系	1) 事業による消失環境と創出環境の明確化 準備書の知事意見（創出環境について、消失面積と創出面積を示すこと）に対して、「在来個体群の維持を想定しているため、面積で示すことは困難」との見解が評価書では示されている。 だが、予測・評価は、「事業による消失面積と創出面積の比較（生息・生育環境の変化）」、「保全する生物種の選定」の手順で検討することが重要である。 よって、この手順で検討し、以下の①、②について事業実施前後で比較した結果を示すこと。 ①生息・生育環境の変化（対象事業実施区域に対する面積比も明確にすること） ア) 消失面積・創出面積 イ) 消失する場所の土地利用と創出する場所の土地利用 ウ) 消失する場所の植生と創出する場所の植生 ②保全することとした生物種と個体数	○	
	2) 保全すべき生物種の生存に必要な要素を踏まえた影響評価 動物への影響について、消失環境があるにも関わらず、周辺に同様な環境があることを理由に「影響は極めて小さい」とする評価は不適切である。 保全すべき生物種ごとに、生存に必要な要素及び当該要素ごとの事業実施前後の変化を明らかにしたうえで、影響の程度について説明すること。	○	
	3) 周辺環境の変化も踏まえた事後調査の実施 事後調査は、周辺環境の変化を踏まえて実施する時期・期間を設定する必要があるため、事後調査計画について見直すこと。 なお、対象事業実施区域周辺では、作農の変化（水田の灌水時期や、農薬・肥料の使用状況）や、猛暑日が増加していることによる水量の減少が見られることから、植物・動物・生態系の事後調査結果の検討にあたっては、作農の変化や気象条件の変化が水質・水温・水量に与える影響も考慮すること。	○	
(4) 植物	1) 水田環境の科学的な環境影響評価の実施 陸上植物の現地調査結果が、希少種の確認に留まっているため、地域特性（水田環境・生息状況など）を踏まえ、結果を精査すること。 また、専門家に精査結果及び創出環境の計画に関する情報を提供したうえで、移植する希少種が創出環境に定着できるか助言を受け、その結果を補正評価書に示すこと。 なお、山梨県レッドデータブック等に記載されていないものの、希少な植物（イヌドクサ、イヌスギナ）が確認されているため、専門家には、これらの植物の保全の必要性を含めて助言を受けることが望ましい。	○	
(5) 生態系	1) 猛禽類の餌資源量の再評価 猛禽類の餌資源量の推計には不確実性があることや、事業実施区域は高利用域に含まれないものの餌場として利用している可能性があることを踏まえ、事業実施が猛禽類に及ぼす影響について説明・評価を行うこと。	○	